○農林水産省告示第千三百六十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和五十四年農林水産省告示第千百八十二号）の一部を次のように改正し、令和七年十月八日から施行する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百六十四号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十六条第一項第一号（同法第三十六条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同法第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準（平成三十年農林水産省告示第六百九十六号）の一部を次のように改正し、令和七年十月八日から施行する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百六十五号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第四十八条第一項第二号ハ（同令第七十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間（平成十八年農林水産省告示第二百十七号）の一部を次のように改正し、令和七年十月八日から施行する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○消費者庁告示第十号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年九月八日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援機構関西	大阪市中央区南新町一丁目２番４号椿本ビル５階502号室	大阪市中央区南新町一丁目２番４号椿本ビル５階502号室	令和七年八月二十日
特定非営利活動法人消費者機構日本	東京都千代田区六番町15番地	東京都千代田区六番町15番地	令和七年八月二十日

○消費者庁告示第十一号

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第七十五条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第七項の規定により準用する同法第七十四条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年九月八日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（特定適格消費者団体名簿）

特定適格消費者団体の名称	特定適格消費者団体の住所	被害回復関係業務を行う事務所の所在地	特定認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援機構関西	大阪市中央区南新町一丁目２番４号椿本ビル５階502号室	大阪市中央区南新町一丁目２番４号椿本ビル５階502号室	令和七年八月二十日
特定非営利活動法人消費者機構日本	東京都千代田区六番町15番地	東京都千代田区六番町15番地	令和七年八月二十日

○総務省告示第三百十三号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年八月二十五日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年九月八日

総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　セイコータイムスタンプサービス

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―１で変換した値（16進数）　fe61　3bb3　06d0　f0ed　a23e　de43　5364　d8ab　6550　f5c6

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　01c0　eed3　4fc7　4e5c　0f07　2b7a　e439　72cd　98e4　ee72　4cee　926d　22fd　8381　5ebc　b3e7

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―１で変換した値（16進数）　0fed　8897　803e　fd41　b346　1856　5e9f　8dde　3d8d　8f16

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　829b　4da4　f6cd　c7aa　ded8　ed1a　beab　4e49　f414　0c7e　22a4　69da　c038　fe0a　8942　2670

6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―１で変換した値（16進数）　0d94　09e3　acac　7b8d　7943　30c4　9d26　0509　af13　e761

7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　4604　0572　c240　495a　a8a6　44b4　f9b8　407b　0f65　c0a7　0077　919b　a2b1　2b82　c851　c796

8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　8040001079502

9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　セイコーソリューションズ株式会社

10　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Seiko Solutions Inc.

11　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　千葉県千葉市美浜区中瀬１―８

○法務省告示第百十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第１項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年九月八日

法務大臣　鈴木　馨祐

鈴木　桂子

仙台法務局所属